



平成18年 5月15日

各 位

会社名 株式会社 アークス  
代表者の役職名 代表取締役社長 横山 清  
(コード番号：9948 東証第1部)  
連絡者の役職名 執行役員サポート部門担当  
古川 公一  
(TEL 011-820-3773)

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、平成18年5月1日付の会社法施行に伴う内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性及び効率性の確保並びにリスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実に努めてまいります。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、持株会社として当社グループ全体のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに関する基本事項の周知・徹底を図るため、グループ理念、同運営方針、同行動指針並びにアークス用語集等を主な内容とする「アークスグループ・フィロソフィー」を冊子としてまとめ、当社グループの全役職員に配布、携帯させ、グループ・ガバナンスの強化に努める。
- (2) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。同委員会において、「アークスグループ・フィロソフィー」等を活用し、役職員に対するコンプライアンスに関する教育、研修を実施し、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- (3) 法令及び社内規程並びに社会的な規範に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者及び社外弁護士を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、「公益通報者保護規程」を定め、その運用を行う。

## **2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- (1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、重要な職務執行に係る情報が記載された文書及び電磁的記録を、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し管理すると共に、定められた保存期間中は閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 当社は、法令及び東京証券取引所の適時開示規則並びに社内規程である「内部者取引管理規程」の定めるところに従い、投資者に対する適時・適切な会社情報を開示する。

## **3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- (1) 当社は、当社グループ全体の事業等に関するリスクを把握し管理するため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」によりリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に従いリスク管理体制及び管理手法を整備し、当社グループ全社にわたるリスクを総括的かつ個別別に管理する。
- (2) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、当社グループ企業各社の代表メンバーで構成される組織横断的な部署とし、リスク管理の状況を定期的に取り締役に報告する。

## **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うと共に、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に意思決定を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、並びに執行手続の詳細について定める。
- (3) 当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能を強化するため、執行役員制度を導入すると共に、当社の取締役及び執行役員並びに事業子会社の取締役及び執行役員の任期を1年とし、経営環境の変化に機敏に対応すると共に、経営責任の明確化を図る。

## **5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 当社は、持株会社として当社グループ全体の経営管理及び統括を行うため、「関係会社管理規程」、「グループ予算規程」及び「グループ経営会議規程」等の定めるところに従い、当社グループ全体の中長期経営計画及び経営戦略等を策定し、事業子会社の状況に応じて適切な管理・指導を行う。
- (2) 当社グループ全体の重要事項に関する検討・協議を深め、当社グループ及びグループ企業各社の経営情報を共有化し、課題認識を統一するため、当社の取締役、監査役、執行役員及びグループ企業各社の社長で構成する「グループ経営会議」を毎月1回定例開催する他、適宜臨時に開催する。
- (3) 当社とグループ企業各社との取引条件が、当社グループ以外の第三者との取引内容を比較して、著しく乖離しないよう、必要に応じて外部の専門家に相談し、確認を求める。
- (4) 内部監査については、持株会社である当社に当社グループ全体の内部監査業務を担当する専任部署として、社長直轄の「経営監査グループ」を設置し、グループ企業各社から独立した立場で、グループ内の全事業所を対象に会計監査及び業務監査を行う。

## **6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- (1) 当社は、監査役職務を補助するための専任組織としての監査役会事務局は設置していないが、監査役がその職務を補助すべき使用人について必要に応じて要請を行った場合には、当社の「経営監査グループ」がその業務を担当する。
- (2) 前記の「経営監査グループ」の人員以外に監査役が追加で人員の要請を行った場合には、当社の取締役会は監査役会と協議のうえ、必要と認める部署より、適宜追加人員を監査役を補助する使用人として指名する。

## **7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

「経営監査グループ」に配置する使用人の人事異動及び人事考課については、事前に監査役会に報告を行い、了承を得ることとする。

## **8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (1) 監査役は、取締役会及びグループ経営会議等の重要会議体の他、各種の案件会議及び委員会等に出席するものとし、重要な議事、稟議書等について随時その内容を監査役会に報告する。
- (2) 前記にかかわらず、取締役、執行役員及び使用人は当社の業務または業績に重要な影響を与える事項について監査役に都度報告することとし、また監査役は必要に応じて、取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることが出来るものとする。

## **9. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会は、代表取締役、経営監査グループ及び会計監査人である監査法人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催し、取り分け経営監査グループ及び監査法人との密接な連携を図ることで、監査役の監査の実効性確保を図る。

以上